

令和4年（ワ）第65号損害賠償請求事件に係る 第1回口頭弁論期日について

令和4年（ワ）第65号損害賠償請求事件（令和4年10月26日付けで本市に訴えが提起されたもの）について、第1回口頭弁論が令和5年1月26日（木）11時から佐賀地方裁判所武雄支部で行われることに決まりました。

* 訴えの概要：被告（武雄市）が市役所敷地内に設置する屋外喫煙所について、公の営造物の設置又は管理の瑕疵があるとして、被告に対し国家賠償法第2条第1項の規定に基づき慰謝料3,000円の賠償請求をするもの。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部資産活用課 TEL 0954-27-7090

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315